平成２１年（フ）第１１１９号
広島市南区本浦町25番１―201号
債務者　岩本　美紀
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６２号
広島県安芸郡府中町山田２丁目９番９―306号
債務者　山城麻里子（旧姓射場山）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２２号
広島市中区舟入幸町12番11―303号
債務者　小田　政春
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８号
広島県江田島市大柿町深江1925番地１
債務者　山下　　衛
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５１号
広島県呉市警固屋５丁目10番13号
債務者　坂井美喜男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５２号
広島県竹原市吉名町2855番地
債務者　三宅　里美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５３号
広島県呉市音戸町波多見１丁目21番21号
債務者　住本　一志
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５４号
広島県呉市三和町10番８号
債務者　日浦久留美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５６号
広島県呉市中通４丁目７番16号
債務者　居酒屋椿こと　井上　百代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６０号
広島県呉市宮原６丁目２番７号
債務者　川辺　浩一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６１号
広島県呉市宮原６丁目２番７号
債務者　川辺久美枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４６９号
愛媛県松山市小坂４丁目４番10号　ローレンス小坂102号、住民票上の方書フローレンス小坂102号
債務者　畑林　正昭
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第９７２号
高知県南国市岡豊町滝本206番地の２
債務者　熊谷　忠志
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第９７３号
高知県南国市岡豊町滝本206番地の２
債務者　熊谷　静子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第９７４号
高知県南国市岡豊町滝本187番地の６
債務者　熊谷　一仁
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０８号
福岡県小郡市小郡1157番地１
債務者　熊谷　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎936番地の１
債務者　小松　良孝
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０８号
福岡県田川郡福智町赤池544番地58
債務者　木戸　雪絵
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部